

平成29年度第3回石狩市自治基本条例懇話会 議事録

日 時 平成29年10月16日（月） 18時00分～19時50分

場 所 市役所本庁舎3階 庁議室

出席者 佐藤克廣会長、竹口尊副会長、佐藤勝彦委員、赤間聖司委員、棟方加代子委員、
太齋敏子委員、松尾拓也委員、三島照子委員、久保田貴浩委員、中林義雄委員
(出席委員10名)

欠席者 0名

事務局 企画課長 本間孝之、企画課主任 橋本麻里子

傍聴者 0名

=====
【佐藤克廣会長】

本日は、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、20時を目途に終了したいと思います。円滑な審議を進めるためにご協力をお願いいたします。それでは早速次第に沿って進めてまいりたいと思います。まずは、2の報告で(1)が第2回懇話会議論の確認でございます。こちらは事務局から確認していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（橋本主任）】

私のほうからご報告いたします。第2回懇話会において決定された事項等についてご報告いたします。まず1つ目、提言書のイメージについてです。提言書は条例の見直しの可否について提示し、もし見直しが必要となった場合どの条文をどのように直したらいいかという内容を書き込むこと。また、そのほかにも懇話会で出された意見を記載する場合もある、ということを決めました。次に懇話会の進め方についてです。条例の見直しについては、章ごとに順番に進めていくとの決定がなされました。次にスケジュールについてです。年内にはパブリックコメントの原案を作成し、年明けにはパブリックコメントを実施。そして年度内に提言書を出す、との決定がなされました。次に、条例の見直しについてです。第4章までは、さしあたり見直しの必要はないということになりました。最後にワークショップについてです。自治基本条例をめぐってのワークショップを開催する。目的は、条文について何か見直す項目がないかということのほか、条例の周知を図ることとする。そして講師・日程については会長に一任することが決定されました。以上簡単ですがご報告いたします。

【佐藤克廣会長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より第2回懇話会での決定事項について報告がありましたが、何かこれに対してご質問・ご意見ありませんでしょうか。

<「ありません」の声>

【佐藤克廣会長】

はい。それでは2の(2)その他ですけれども、事務局から報告事項があるようですのでよろしくお願ひします。

【事務局 (橋本主任)】

第2回懇話会の傍聴者より、意見書が出されておりますのでご報告いたします。

「後で調べてみてください。自治基本条例の議会については、議会が作ってそのまま条文にしたと思います。議会の条文は議会に評価させて修正があれば懇話会委員の方と懇談すれば良いと思います。(委員の方が希望した場合)」というご意見をいただきました。補足のご説明をさせていただきますと、意見書にもありますとおり、自治基本条例に記載されている、第3章第7条から第9条につきましては、策定当時、議会に委ねており、議会側で検討委員会を設置して議論を重ね、条文の策定に至った経緯があることをご報告いたします。また傍聴者よりいただいた意見書につきましては、議会事務局にも報告しております。以上ご報告いたします。

【佐藤克廣会長】

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から、傍聴者からの意見のご報告がありました。また、これについて事務局から第3章の部分については、議会側で条文を策定していったこと、それからただいま出ました意見書については議会事務局にも報告しているところであるとのことでした。第3章のところを議会に評価させては、という意見もございました。ただ、この懇話会では自治基本条例全体を検証するということが委ねられていると私は思っておりますので、議会側で検証するかどうかは議会側が判断することでありまして、本懇話会としては全体を通して検証することが望ましいというふうに考えておりますけれども、皆さんいかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤克廣会長】

はい。ありがとうございます。3章については前回議論をしておりますし、その時点では変更の必要はないという結論になっております。それでは続きまして、大きな3の議題に入ります。まず、(1)自治基本条例の見直しについてでございます。前回4章までございましたので、第5章行政運営の原則からはじめてまいりたいと思います。第13条市政運営の原則から第23条危機管理までが、まず第5章。第1回目で配られた資料6で言いますと4ページから7ページですね。細かい説明については資料5の11ページ以降になっています。第1回の懇話会で、棟方委員や中林委員から第15条個人情報保護についてご発言をいただきましたので、その発言に関連して事務局から説明をいただきたいと思ひます。

【事務局（橋本主任）】

では改めまして私の方からご説明させていただきます。個人情報保護の観点から、災害時や避難所運営時に支援が必要な人の名簿や情報が共有できず、実際に災害が起こった際に機能できるかどうか不安がある、という内容のご発言をいただいたんですが、それでよろしかったでしょうか。市では避難行動要支援者制度において、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する方、こちら避難行動要支援者となるんですが、こちらの方の名簿を作成し、その名簿を消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、町内会や自治会に平常時から提供しております。これは、平常時から要支援者の支援対策等を検討して、災害時の安否確認や避難支援が円滑に行われるようにとお渡ししているものです。町内会によっては、いざという場合を想定して、あらかじめ避難行動要支援者の担当者を決めているところや、避難支援者のお宅をマップに落とし役員で共有しているなど、それぞれ有事の際の対策をとっているようですので、町内会の中でご検討していただくことが重要ではないかと考えております。私からは以上です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。棟方委員、今の説明いかがでしょうか。

【棟方委員】

はい。マップの件もそうですし、社協の部分で何かお渡ししてるっていうのは、社協でやってる、地域事業の団体とかには来てないですね。

【久保田委員】

はい、社協のほうでは名簿は提供受けておりますが、その名簿をですね、そのまま地域の方々に、地区社協等にお渡しすることはしておりません。

【棟方委員】

はい。わかりました。

【佐藤克廣会長】

よろしいですか。その他何か今の説明についてご質問はありませんか。

【竹口副会長】

今の関連なんですけども、これは本人からの申請なんですかね。

【事務局（橋本主任）】

名簿に載せないでほしい場合は、申請をいただくようになってます。載せないでほしいという申請がない場合は平常時の名簿には載せて、それぞれ提供しているところです。

【竹口副会長】

いや、それが防災計画の時も論議があったんですけども、最初に来た時は、生きたメモでなかったのね。それで確認しましたら、あくまでも自治会長、町内会で、申請とか民生委員が主体となって調べてほしいという話になってね、だから拒否されているという、必要ないというところも。年次別に変わってくんです、要支援者は毎年、体の状態によって。条例とちょっと関係ないですけど。ですから、あの名簿はよほど、地域で手入れしないと生きたメモにならないんですよ。実際は市役所で要支援者というのは掴めないんですよ。要するに年齢とかはわかりますけども、身体障がい者とかいろんな障がいだとか、歩けるとか歩行困難とか調べられないんで、だからあの辺も具体的に進めないでちょっと。名簿はあくまでも民生委員と町内会長しか持ってないんですよ、はっきり言って。そこしか提供ないですよ。それで民生委員が、どうしても本人や身内が、身内はどこに住んでいるかということを申告しないと。高齢者支援課行っても、個人情報で民生委員でさえ知らせないということで、本人や身内の方と直接交渉してくださいと言うから、生きた名簿になってない町内会がたくさんあるなあと私感じたんですよ。それが実態なんですよ。ですからいろんな条文で決まりがあっても、それが生きたものになるような形をね、行政上の問題なのかもしれないですけど。そう思いますよ。

【棟方委員】

はい。23年の大地震があったときに民生委員がうちにいらして、下の娘のことを聞かれたんですけども、今グループホームにも入ってますし、週末だけ帰ってくるという状況の中で支援をお願いする必要はないということで、障がいを持つてることを隠してることはいくらもありません。曜日によってその子の支援の仕方は全く違うものですから、私は申請してませんので、町内会に来ている名簿には載っていません。それと先ほど言いましたけども、体の不自由な方でも等級が低いと、民生委員の方も把握ができません。2級ですとか本当に重度の方の、民生委員さんは名簿を持ってらっしゃいますけども、身体障がいの2級とかになってる場合は、民生委員さんが訪問して何うということとはできないというふうに聞いてます。ですからやはり隣近所の情報と、その方と接して、お話できる人が、地図を落とすなり町内で共有するという形をしなければ、生きたものはできないと思います。あと今回聞いた部分では、各町内会で個人情報を、自分のところで決まりを作ってやっているの、それに関わる方たちの守秘義務というか、民生委員さんもそれを持っていますので、同じ活動してるんですけど、なかなかその辺を教えて共有できないという問題もありますので、やはり町内でそういうことも進めていくのが必要な時代なのかなというふうには今認識しております。

【佐藤克廣会長】

はい、ありがとうございます。個人情報についてはなかなか難しいと思います。例えば近年ですと、ドメスティックバイオレンスで、逃げ隠れているのに、そんなことで明らかになってしまったら大変なことになっちゃうとか、その他いろいろ相続で揉めそうだとか、いろんな事例がやっぱりありまして、単純に名簿が揃っていればいいということでもなさそうな状況なのではないかと思います。その辺は市役所というよりは、それぞれの町内会で、有事を想定した情報活用のあり方について検討していただくことが、今まさに竹口副会長がおっしゃったように重要なのではないかというふうに思います。その他何かご意見ございますか。

【竹口副会長】

道の方ではですね、限られた範囲内で、こういった防災の問題だとか、福祉の面では公開してもいいという指導してるんだって道の方では言ってたんですけど。

【事務局（本間課長）】

道って、北海道がですか？

【竹口副会長】

うん、道。厚労省のほうからもそういうあれもあってということ。

【事務局（本間課長）】

今のその情報をですか？

【竹口副会長】

要するに、その個人情報の使途の制限をかければ可能だということもあったんですけどね。それを職員の人にいろいろ聞いても、やっぱり個人情報は職席上の問題があって具合が悪いというふうに。民生委員というのは公の準公務員でね、同じ仕事をしてるのに何で話をできないのかなって思って。保健福祉部で同じ仕事なのに。

【佐藤克廣会長】

これはなかなか。

【竹口副会長】

難しいですかね。

【佐藤克廣会長】

役所の中でさえ、統一された情報の共有はかなり厳しいというか。いろんな事情が、それぞれいろんな条件があって、マイナンバー制度もやっていますが、それだって照会参照ができるようになってないですね。それはいろいろ議論が実際にあるところだと思います。また、別に助けてもらわなくていいという人まで、いちいち手を差し伸べる必要はないということも言えるわけで。それは、それぞれ地域地域で考えていただくしかないのではないかと思います。

【佐藤勝彦委員】

参考までですが、厚田区では、過疎化が急速に進み、人口減になっています。民生委員とか社会福祉協議会とか、行政の縦割りに委員を依頼するだけ人がいなくなってきました。配置する人が少なくなり、各種委員会の委員が重複するのをチャンスと捉え、地域情報は委員が共通に把握できる、風通しの良い環境を自治会中心に行おうとしています。例として、地域防災避難マップ作成時に、自分で動くのが不自由な人は町内会長を通して自治会に申請してもらいます。自分がいざというときに助けてほしい情報は自ら公開します。情報公開の必然性があれば、情報をオープンにします。無理やり情報を公開してくださいと言ったら嫌というかもしれませんが、災害時において、自分は動けないからお手伝いお願いしますという時には、情報は自分から公開してくれます。それを必要な人たちが共有してれば、いざというときには、何とかなるんでないかと思います。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。第5章でその他の条文で何かございませんでしょうか。

【赤間委員】

すみません。直接の条文の見直しには関係ないんですけど、14条の情報公開ありますよね。この中で情報公開条例に基づいての請求は、年どのくらいあるものですか。

【事務局（本間課長）】

情報公開条例に基づく部分。

【事務局（橋本主任）】

情報公開制度を利用したの請求というのは、28年度ですと26件ございました。27年度ですと8件、26年度ですと1件。

【事務局（本間課長）】

増えてきてるな。28年度はちょっと多いですね。

【事務局（橋本主任）】

28 年度は 26 件。例えば、石狩市花川北地区内にある公園遊具の安全確認の点検項目についてですか。

【事務局（本間課長）】

建設マターでいくと建築計画概要書とか。そういう許認可とか、その土地用途利用だとかの関係の開示がこの年はちょっと多いですかね。田岡市長が所属していた職員配置表を見せてとか。

【松尾委員】

そういう資料があるってことすら知らなかった

【佐藤克廣会長】

いや、わかりませんよ。請求だから。

【松尾委員】

そうか、請求してるだけなんですね。

【三島委員】

でも請求したら教えてくれるんですよ。

【佐藤克廣会長】

それはわかりません。

【事務局（本間課長）】

様々あります。

【佐藤克廣会長】

14 条は今の情報公開条例に絡む部分と、それから自ら積極的に市民に提供するための措置を講じなければならないという部分と 2 つに分かれていると考えることができるのではないのでしょうか。いわゆる情報公開というのは上のほうにあります市民の請求に応じて提供するというほうですね。他に、他の条文で何かお気づきの点はございませんでしょうか。13 条はよろしいのでしょうか。じゃあ 14 条 15 条は。15 条は議論がございましたけれども、条文自体の見直しということではないということですね。それから総合計画第 16 条は第 1 回目に出ましたけれども、これいわゆる地方自治法の改正に基づく改正ということになります。それから 17 条 18 条 19 条あたりは行政改革とかですね、財政運営、行政評価といった部分ですけども、よろしいのでしょうか。20 条は組織編制の原則ですね。職員の育成が 21 条。行

政手続が 22 条。それから先ほど話題になってます危機管理 23 条ですね。この辺条文としてどうかというところがまずあるかどうかということですけども。

【太齋委員】

すみません。今、外国の方々も移住されてる方は石狩市の場合にはいないんでしょうか。そういう方々の、住人として、石狩市民としての市民権とか、そういうものは何もないのか。ただ仕事で来てるとか。

【竹口副会長】

うちの町内、隣の町内ですけど、生協の職員として、中国の女子社員が一軒家を寮にしている。一応町内会に入ってもらったんですよ。夏祭りとかも参加してもらっているんです。生協の総務部長が地域住民に挨拶に来てましたから。そうしないと、周囲の人が嫌がるケースもあるものですから。あちこち寮があります。花川北は空き家が多いから。

【太齋委員】

これから増えてくるんじゃないかな。

【竹口副会長】

市民という登録はないんですよ。

【事務局（本間課長）】

ケースによってないとは言えない。

【佐藤克廣会長】

前回議論になりました、第 2 条に住民というのがございます。石狩市に住民登録をすれば住民ということになります。

【太齋委員】

もうそれで、同じようになっていると。

【佐藤克廣会長】

含まれているというふうに考えてよろしいのではないのでしょうか。あるいは石狩市内で就業、就学その他の継続的な活動を行う者とございますので、特に外国籍の人を別立てにするということはない。

【太齋委員】

特に国籍がどうということは関係なく考えていいということですね。

【竹口副会長】

ただ研修生といっても、1年ないし2年で帰られていますね。

【佐藤克廣会長】

その場合でも住民登録をすれば住民ということになりますね。今の点は、この辺でよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤克廣会長】

それでは第5章につきましては、特に条文自体を変更することはないけれども、危機管理上今後とも、もちろん町内会もそうですけど、市の側も様々な災害なりを想定した個人情報の活用の仕方について、検討いただいたほうが良いのではないかというような意見を付すということではいかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。続きまして第6章協働によるまちづくりの推進ですね。第24条から第27条まで。資料6ですと7ページから8ページに書かれているところです。第26条は前々回ちょっと出まましたように、市というよりは住民の皆様へ努力をするようにと言っているところでございます。第1回懇話会では太齋委員から高齢化による町内会の担い手不足が懸念されるとの話がありました。また松尾委員からは、今後の地域コミュニティの在り方についてご発言をいただいておりますが、何か補足などはございますか。

【松尾委員】

例えばなんですけれども、ここの会議にも地域協議会からいらっしゃってる方、また地域会議からいらっしゃってる方がいらっしゃいますけれども、ここで言うこの地域コミュニティ組織というものは、この中に入るものなのかどうかってことがまずあると思うんですけど、いかがでしょうか。

【佐藤克廣会長】

それは第2条の定義の第7号ですので、地域協議組織、石狩市内の一定の地域を活動範囲として、その地域の関心事、課題等を解決するために活動する市民組織というふうにございます。こういったものは全て。

【松尾委員】

入ってるってことですね。

【佐藤克廣会長】

ただ、近年ですといわゆる地域課題という特定の課題。いわゆる NPO とかですと、ある地域に限定された課題というより、例えば市内全体で、教育だとか、課題ごとに活動なさってる皆さん方もいらっしゃるのではないかと思いますね。その辺の方たちを地域コミュニティに入れるか、地域コミュニティ組織と呼ぶかどうかは、若干議論が出てくるかもしれません。ただ、第2条の定義を見ますと、石狩市内の一定の地域というふうにございまして、一定の地域を活動範囲ということですので、これが一定というのは町内会とか、自治会とかそういう形で区切られた区域を表すのか、それとも石狩市内の、仮に全域でも一定といえれば一定ですので、それを捉えるのか。それによって、広く捉えればそういったものも地域コミュニティ組織というふうに入ってくるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【松尾委員】

一般的にやっぱり地域コミュニティ組織という言い方をすると、どちらかという、それぞれのエリアエリアで活動してらっしゃるといったイメージが強くなる気がいたしますね。なので、そこに関するところが第26条かどうかはわかりませんが、どこかにもう少し入っていてもいいのかなって気がするのと、この第26条の議論をしたときには、まさにここにも書いてますけれども町内会活動というもののイメージを議論していたような気がするんですが、この10年間で、地域協議会だとか、地域会議みたいな活動の積み重ねがあるところの中で、ここにもう少し加えた方がいいことがあるのかどうかということは、逆に言うと皆さんにお聞きをしたいなところもあります。

【佐藤克廣会長】

なるほど。そのあたりはいかがでしょうか。私あまり事情よく知らないものですから。

【事務局（本間課長）】

地域協議会自体は基本的には、合併特例法がございまして、それに位置づけられた、法に基づく地域協議会ということで、当然まちづくりだとかいろんなことを考える会ではあるんですが、若干、町内会という位置づけとはちょっと違う位置づけ、という解釈になるのかなと思います。

【佐藤勝彦委員】

自治区になってますからね。

【事務局（本間課長）】

そうです、はい。わかば地区地域会議のような地域会議は、おそらくここで言うコミュニティ組織の

中に入るというような理解でいいんじゃないかなと思うんですけど。

【竹口副会長】

ここに書かれてる町内会。例えば少ないところは 60 戸くらいしかないですね。それじゃいろんな地域の活動はできないと。それから担い手もなかなかいないということで、我々のわかば地区 6 町内会で共通する活動、例えば声かけや安否確認、夕食、あるいは歩道除雪、そういうことをやろうということ。1 町内会ではなかなかできないということがあって。それから行政から交付金もらうにしてもね、1 町内会では、少なくとも学校の校区単位くらい、1200 戸くらいの規模であれば可能だということ立ち上げたんですね。

【佐藤克廣会長】

ということなんですけどもいかがでしょうか。この 26 条はそういった組織に住民の皆さん方が自主的に参加・協力するよう努めなさいという、そういう条文です。

【松尾委員】

地域協議会となるとやっぱりもうちょっと違う色合いがね。

【佐藤勝彦委員】

条例で決まってるんですね。

【事務局（本間課長）】

違う条例で位置づけられていますから。

【松尾委員】

この第 26 条のイメージとはまたちょっと違う感じですよ。

【竹口副会長】

いずれにしても、町内会というのは自治会だけでは限界があるんですよ。他の府県みたく行政区の区長というのがだいたいブロックにありましてね、準公務員的な役割で。ある程度知識もあってリーダーシップもある人がやらないと、これから年寄りの集団が多いんでなかなか難しくなってくるのではないかな。当番制の役員ではね。いろんな自治活動は限界がある。時代が変わる。

【松尾委員】

例えばなんですけど、旧石狩のエリアでもざっくりひとつというよりは、例えば花川って一言で言っても、北と南ではだいぶ違う。ある程度まとまりのある地域みたいなものが構成されていて、その中

で地域の課題は何があって、そのためにどうしたらいいかっていうような、まとまりってというのは必要のかなと。特にこれから必要になってくるのかなって思うんですよね。そういったことの中で、そういった組織でそういったことを考えていけばいいかっていうことの中では、厚田区浜益区で、今までいろいろな経験をしてきた部分を活かしながら、新しい時代の何かを考えなきゃいけないと思うんですよね。そういったことを考える上で、第 26 条だともう少し、何をどう書けばいいかということは別として、これだけでいいのかなって気がちょっとすることの問題意識で、最初の回で発言をさせていただいたんですよ。

【佐藤勝彦委員】

コミュニティづくりで難しいのは、例えば今までの町内会ですと、町内会長は決まった年数での周り順なんですね。決まっていることを決まったようにします。それもエネルギーに余裕があれば簡単にできることも、高齢化が進み、今までやってきたことが段々億劫になり大変だからと引き受け手がなくなり、今までのルーティンさえもゆがんでくるんですよね。そのようなことで町内会がこれから成り立つか。その町内会をまとめている自治会も、組織として同じ心配があります。将来的には、これらの組織を新たな視点で考えないといけないだろうと思います。松尾委員のおっしゃるように。私は地域協議会委員を 12 年間させていただいて、つくづくそう思いました。条例では自治区は平成 32 年まででしたね。

【事務局（本間課長）】

そうです。

【三島委員】

32 年まであるんですか。その後は。

【佐藤勝彦委員】

その後はわかりません。

【松尾委員】

一度延長しましたよね。

【事務局（本間課長）】

平成 27 年で最初 10 年間。5 年間で延長なったということで。

【赤間委員】

過疎計画で延長になったんだよ。

【事務局（本間課長）】

合併特例債の関係ですね。

【松尾委員】

その前後の時にも、地域自治区みたいなシステムみたいなものも含めて、他のところでもどうだろうかという話も検討はされてましたよね。だからじゃあすぐしましようということではないんですけども、何かしら考えていかなければいけないかなという意識は、その頃から持っています。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。他に今の件について、何か中林さんご意見ございますか。

【中林委員】

いえ、特にありません。

【佐藤克廣会長】

今のお話は、地域コミュニティ組織をどうしていくか。このままだと特に町内会自治会というのが、段々規模も縮小し、それから機能も縮小せざるを得ない。そんな中でどうするのか、ということですね。これもやや漠然とはしてはいますが、そういったことを踏まえて、市だけで考えても仕方がないことですので、地域の住民も交えて、機会を作っていく必要があるのではないかと思いますね。例えば町内会の合併をして一定の規模を維持する、ということも考えられますし、その他いろいろ考えられるかと思いますが。そういったことは、またこことは違ったところで、コミュニティのあり方っていうのはいずれ市役所、市含め検討していかざるを得ないのではないかなというように意見を検討課題として提起してくというのでいかがでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【久保田委員】

会長、一点よろしいでしょうか。今に関連して、先ほど出ていた地域の割り方と言いましょうか。旧石狩も含めてなんですけど、例えばですね、連合町内会確か全市で 11 あり、数字違ってたら申し訳ないです。民生協議会は 6 地区、老人クラブ連合会の区割りというのが 5 地区、それからもっと言うと、小学校区だとか中学校区の区割り。いわゆる地域にはいろんな線の引き方がいっぱいあるわけで、これが部や課によって、地域にお願いするとき微妙にずれたりする実態があるわけなので、できればこの地域コミュニティの組織が脆弱化しないためには、どこかで統一した、上からというのは難しいと思うんですけども、何か包括できるような地域の割り方が、どこか誰かが考えてくれればいいかなと思っています。

【佐藤勝彦委員】

それを防災の区切りでやりましょうかという提案もあったんです。久保田委員の今の提案のように、川ひとつ隔てて、住民同士がお互い共通な生活環境なのに区分けされています。だからこれを防災の区切りで、今おっしゃったように議論は致しました。

【竹口副会長】

防災訓練やって、同じ地区でも、隣の町内会では中学校で、こっちは小学校。だから変わりばんこに、避難場所を中学校にするか小学校にするか。統一してある程度共通的なことを検討することもあるんだけど。

【三島委員】

なかなか難しいと思うし、これに関しては今の話とちょっと違うような。元に戻してほしいです。

【松尾委員】

でも、この条文とは別だけでも、こういう意見がありましたというのは大事。

【佐藤克廣会長】

ですから、先ほどお話したようなまとめですね。それと今、久保田委員からご指摘があったことも現実問題としてはかなり重要なことではないかと思しますので、そういうことも含めて検討する機会を作っていく必要があるのではないかということ意見をとして出すことを考えておりますが、よろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

その他第6章で何か気になる条文はありますか。よろしいですか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

それでは条文自体は第6章も変更なし。次、第7章。他の自治体との連携協力について、28条29条でございますが、いかがでしょうか。資料6ですと8ページから9ページ。

【松尾委員】

ちょっといいですか。第 29 条に他の自治体等との協力ってあるんですけども、姉妹都市でしたっけ。海外の自治体との付き合いってありますよね。それはここに入るイメージなんですか。

【佐藤克廣会長】

それはおそらく国内を前提にしているのではないかと思います。

【松尾委員】

ここにもあるものですから。キャンベルリバーとか。実際に交流も積み重ねてきているので。

【事務局（本間課長）】

広い意味では入ると思います。連携もしてますし。

【佐藤克廣会長】

市町村という意味を大きく捉えれば入る、と。

【松尾委員】

市町村という言い方がなじむかどうか。

【佐藤克廣会長】

市町村、最近の言い方で言うと基礎自治体ということになるんでしょうね。そうしますと、海外のほうも基礎自治体というふうには言えるかと。どこかの州やどこかの国と石狩市が提携しているということはないと思いますので。相手は当然市町村、それもだいたい人口的にも、なんとなく関係のある、何かの理由で姉妹都市になってますよね。ですから、市町村とは書いてますけど、海外も入ると。

【竹口副会長】

これは入らないんじゃないですか。

【松尾委員】

これを読むとなんとなく入ってないですね。

【竹口副会長】

入ってないですよ。

【三島委員】

入れたいですか？

【松尾委員】

入ってないとちょっと片手落ちかなって思いますけど。

【三島委員】

全然思わないけど。

【竹口副会長】

友好は確かにあると思うけど。

【三島委員】

姉妹都市の友好って、人の関係ですよ。人の関係が主ですよ。

【事務局（本間課長）】

そうですね。

【三島委員】

行政が行政に対してというのは大きい意味ではあると思うんですけど、直接的には。

【事務局（本間課長）】

自治体として連携してっていう部分でいくと、想定は国内でしょうが、広くどうにでも取れる部分ではあるのかなって気はしますけどね。

【佐藤克廣会長】

共通する課題の解決を図るのが、この条文の1番の骨になっていて、そのために他の市町村との連携及び協力関係の構築に努めるんだってそういう流れですね、この条文を読みますと。果たして海外の姉妹都市との間で共通する課題の解決というのがあるのかどうかと言われると、さあどうでしょう。ただ、共通する課題っていうのはいろんなことが考えられますから、様々な人的な交流。例えば児童生徒の交流だとかですね、それによって海外に他の国があるということや他の国の人たちとの友達関係をお互い作っていくというような共通の課題がないとは言えない。

【松尾委員】

あるから交流したというわけですよ。

【佐藤克廣会長】

そうですね。ただ、今あえてそういうふうに申し上げましたけども、竹口副会長おっしゃるとおり解説のほうですね、資料の5の条例解説というのがありまして、第29条のところには海外のところとの連携や、あるいは姉妹都市関係が書かれてないですね。そういう意味では、28条になっていくのか29条なのか、その辺両方あるかと思えますけども、いろいろな連携交流の範囲をもっと国内に限らず海外も含めてというようなことを入れていく。条文を変えるか、解説の部分をちょっと変えとかですね、付け加えるというのもひとつ考えられますね。

【竹口副会長】

国際化時代とかってね。

【松尾委員】

姉妹都市にあったようなイメージの項目をもう少し付け加えることもひとつの案かもしれない。

【佐藤克廣会長】

項目を減らすのも有り得る。

【三島委員】

解説の中にそのようなことを入れたらいいんじゃないかと思えます。

【佐藤克廣会長】

両方あります。何かそれらしい条文を案出して入れていくという方法と、ここで連携協力というのは時代の変化とともに、作られた当時にもなかったというわけじゃないんですが、より重要になってきているということで、解説のほうにそういうのも加えて、ここでの連携協力というのは必ずしも国内に限定されるものではないんだよということを周知させるということですね。両方あるかと思うんですが、いかがでしょうか。今、三島委員から解説のほうでというお話もありましたが。

【竹口副会長】

条文はそのままにしていかがでしょうか。解説で国際化時代にね。

【三島委員】

実際、石狩市はキャンベルリバーと30年くらい続いていますし、中国の彭州も、ワニノも10年以上、20何年続いているので、解説のほうでちゃんとそれを説明して入れて。28条は皆さんに大枠で考えてほしいということで、そのままでもいいのではないのでしょうか。

【佐藤克廣会長】

というご意見なのですが。条文は変更はしないけれども、解説をもう少し国際化時代にあったものにしていくということですね。では、そのようなことで。

【佐藤勝彦委員】

28 条の方ですね。

【三島委員】

そうですね。

【佐藤克廣会長】

28 条、29 条両方そうですね。それでは第 7 章はそういうことにしてよろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

第 8 章ですね。第 8 章は条例の見直しで、資料 6 では 9 ページになります。第 1 回懇話会で、私からとりあえずは頭だしということで、例えばこれを見直しする組織について書いておくことも大事ではないかということをお願いしました。これは、やや技術的な話になるかもしれませんが、このような懇話会をつくって規則でやっているわけですけども、やはりそれは条例にきちんと定めたほうがいいのではないかと、あるいは定めなければいけないような判決もありまして、このところは必ずしも明確にそうしなければいけないかどうかは微妙なんですけども、例えばこの中に、「検討を行い」というところに「市民の声を聴く」ようなものを、入れたほうがいいのかなあと思ったりしたんですけども。これは入ってないんですよ。社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討を行い、と。行うのは誰か、市はということなんです。これはいかがでしょうか。皆さんの意見を伺いたいと思います。

【松尾委員】

入れるとしたら例えばどんな感じなんですかね。

【佐藤克廣会長】

入れるとすれば、「その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする」とありますけども、例えばこのどこかに、あるいは第 2 項をつくって「この場合において、市は市民の意見を聴くものとする」というような文言を入れ込むということでしょうかね。札幌市の条例は皆さんには配られてないと思いますが、札幌市の条例にはそういう文言は入っているということです。

【三島委員】

具体的にどういう形になりますか。

【佐藤克廣会長】

これに合わせれば。

【三島委員】

入れることによって検討委員会をつくらなきゃいけない。

【佐藤克廣会長】

見直しの場合には検討委員会を作らなければいけないということになります。今回のような形式ですね。

【三島委員】

ぜひ入れてほしいと思います。5年前の見直しって、集いとかカフェとかになって、怒られそうなんですけど、ちゃんとひとつひとつ章ごとに研究していったわけではないような感じがするので、もう少しきちっと、市の憲法であるのであれば、ちゃんとした懇話会や組織で検討した方がいいような気がします。具体的に。

【事務局（本間課長）】

今回2回目ということで、前回のそういうご意見も含めて、こういう懇話会形式をとっているわけですが。

【竹口副会長】

2項に入れて、前項のあれをするために検討委員会を設置するというを具体的に入れておいたらどうでしょうか。

【三島委員】

あと札幌市は毎年毎年そういうものがあって委員会みたいのがあって、検討しているということですか。

【佐藤克廣会長】

毎年というか、一応そういうものを条例上に置いてまして、検討するような形にはなってます。毎年きちんとやっているかどうかということは、必ずしもそうではない。

【三島委員】

そういう会を設けるといふうには書いてありますよね。

【佐藤克廣会長】

そうです。ここは入れ込むとすると、最も簡単なのは2項をおこして、今私がちらっと言ったような条文を入れるというようなことなんですけども。

【松尾委員】

それは常設というよりは、見直しとして5年に1回。

【佐藤克廣会長】

見直しの際はですね。5年にいっぺん見直しをするというところを変えないとすれば、それに間に合うように、何年か前に、1年前か2年前か1年半前かはともかくとして、そこまではあまり限定しないほうがいいと思うんですけども。5年を超えない期間ごとに、見直しを市が検討する際に市民の声を聴くために懇話会と言うのかなんて言うのか、そのあたりはあれなんですけど、そういうものを置くとか、そういう文言を入れてはどうかなど。

【松尾委員】

それはいいと思います。ひとつこれは自分の意見なんですけど、この懇話会の入り口の時に随分議論したと思うんですけど、この条文そのものをどうするのか、これの進捗過程というか、これに基づいてどういふようなことがどうなってるのかということまでイメージするのかと、随分議論したと思うんですよ。個別の条文を見ていくのであれば、ここで謳われていることがどの程度どういふふうになっているのかを、本当はもうちょっと細かく見たほうがいいかと思いますので、せつかくもし次回そういうような見直しの組織を作ってやるのであれば、そちらのほうがいいかなと思います。

【佐藤克廣会長】

市民の声を聴くといっても、いろんなやり方があるわけですね。別に審議会を作らないでそろそろ変更する時期になりましたと。前回5年前にやったように、市の側がお願いしてパブリックコメントをします。市民の声を聴かなかつたというわけではないというふうには言えます。それでいいのかどうか。そのところですね。もしこういった会をやっぱり5年にいっぺん、それぐらいは作って、市民の皆様方の、もちろん何人かになりますけど、公募委員さんも入っていただいたりして、議論をして見直しの是非を検討したほうがいいと言ふのであれば、ある程度条文に入れていたほうが。

【松尾委員】

ここで例えばひとつひとつ見ると大変ですよ。たまたま今開いてますけど、行政改革。具体的にじゃあこれがどういようにやって、どの程度の成果が上がったのを見ないと、法に基づいて検証したと、なかなか具体的なことを。例えばですよ。次 18 条行政評価。行政評価がどうなっているか。これもなかなかボリュームのあることだと思んです。1 個 1 個見ていくと、全部がそういうことになっていくと思んですよね。

【佐藤克廣会長】

それを検討するのかどうか、なかなか難しいですよ。そういうのは別に行政改革審議会というのを時々作って。

【松尾委員】

で、あれば、そこでどういう提言があって、こういうふうに見直したほうがいいということぐらいは知らない、条文を直したほうがいいかどうかの検討材料にならないのかなと思います。今回のことじゃないですよ。

【佐藤勝彦委員】

よろしいでしょうか。石狩市は総合 5 年計画を作成していますよね。結構な回数ワークショップを行いこれを作りました。この計画はより具体的な提案をしています。この提案の基になるのがこの基本条例です。この辺のつながりが、この 5 年計画を作成するとき、あまり意識なかったような気がします。ですから、この辺の関連性を意識さえすれば、この基本条例はそうそう変えるものではないと思っています。この基本条例に基づいて、5 年計画を具体的にどう作っていくのかということに意識があれば、今おっしゃった問題は解決するのではないかと思います。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。資料 6 の方では、ちょっと 17 条のお話がでましたので、5 ページの真ん中ら辺ですか。何をやってるかといいますと、第 4 次石狩市行政改革大綱及び実施計画を 5 年くらい前に作っていて、努力は継承していると。こういったことをやっていますということが書かれているわけですね。我々もここに書かれてることを参考して議論を進めていきたいということではないかと思います。それと今、佐藤委員からお話しありましたことで、なるほどなあと思ったんですけども、意見としては例えばいずれもそれぞれ行政改革にしる財政運営にしる、いろいろ組織編成にしるそういったものは個別の計画で進めているわけですけども、そうした中で、必ず最初のところに自治基本条例の精神というか、第何条に基づいてといったようなことも言及してもらおうと。それによって職員はもちろんですけども、市民にもああそうか、これは基本条例の第何条にかかわってくるんだなあという意識を持ってもらうようにしてはどうかというようなことも、意見として載せてはいかがでしょうかね。

【松尾委員】

それであれば、そうそう見直すものじゃないんですよということであれば、正直今のままで十分かなというふうには思います。そんなに詳しく書き込む必要はないのかなと思います。

【佐藤克廣会長】

30 条についてですか。

【松尾委員】

30 条についてです。

【佐藤克廣会長】

いらないと。特に変更を書く必要はないと。

【松尾委員】

条例を改正してまでやらなくても、ここに書かれてる内容で十分かなと。

【佐藤克廣会長】

個別の問題についてはそういうことですね。よろしいということであればこのままで。私はどちらでも。ただ、考えた場合にはこういう問題もあるのではないかとということだったんですけども。皆さんいかがでしょうか、30 条。

【棟方委員】

すみません、5 年ごとにという形で決めてますけども、今回はこのような懇話会という形で位置づけがはっきりしてますが、例えばこれを 5 年ごとの見直しの部分の中に、自治基本条例の委員会ですとか、そういうものを設置すべきですとかっていうのがありましたら、ある学習会の中で出てたんですけども、自治基本条例の委員会を仮称で、これを市長の附属機関にして、委員会の役割というものを明確にすべきじゃないかということで出てたものがあります。5 年前にやった時には、ワールドカフェというような新しい手法でやりましたし、今回はこのように今ワークショップをどうするかということ、出ているメンバーで決めるということで、佐藤教授のほうからいろいろ指導していただけてますけども、明らかにこの中に位置づけをするべきではないかなと。せっかく 5 年ごとに見直しをするんですから、そういう委員会というものを立ち上げたとしたら、一般公募はもちろんですけども、地域で活動しているメンバーである程度 10 人くらいの委員で開催しますみたいな、見直しを市民の声を拾ってやりますという形を明確にしたほうがいいのではないかなとは思いますが、いろんな手法があるとは思いますが、これが謳われていると、行政が先にやるのではなくって、市民がそれに参加をして、地域自治を担うと

というような形が見えてくると思います。

【竹口副会長】

だから棟方さんが言われるのは会長さんの意見と同じということ。こういう委員会とか検討会を明確に入れたほうがいいと。条文そのものではなくて、位置づけをはっきりしたいということですから。そういうことですよね。

【棟方委員】

それでなければ、また5年後に手法は行政の方から降りてくるのかな？っていうに思います。

【佐藤克廣会長】

今、具体的な条文はともかくとして、そういうことを市民の声を聴くために何らかの、現在行われているような懇話会を設置して、まずは検討するというのが良いのではないかという意見と、いらぬのではないかという意見とがあるんですけども、この辺いかがでしょうか。ご発言のない委員の皆様いかがでしょうか。中林委員いかがでしょうか

【中林委員】

私が思うには、5年ごとに条文の中で解説にも書いてますけど、市民議論を経る必要があると書いていますので、その中で集まったメンバーによって第1回目に話し合ったとおり、松尾委員の方から言われたとおり、どういう手法で話を進めていくかの方向性は決まっていくので、行政からこういうふうにやりなさいよ、ということはないのかなとは思いますが。こういうような形で進めてくださいよっていう提示というのは、今回はなかったのかなと思っていますので、そこまではしっかり明確にする必要はないのかなって思います。

【三島委員】

いや、あのいいですか。5年前はワールドカフェとか集いとかで、その時の職員のやり方によって変わったと思うんです。今回は懇話会です。それであれば棟方委員のように、ちゃんとした委員会・懇話会を設置するというのを解説かどこかできちっと入れてほしいと思います。また5年後にワールドカフェとかそういう形で手法が変わっていくと、せつかくの自治基本条例なのが、見直しの手法が変わると軽くなったり重くなったりするような気がするんですよ。私もそろそろ歳なので、きちんと決めてブレないようにしていただきたいと思います。

【佐藤克廣会長】

久保田委員いかがでしょうか。

【久保田委員】

十分な市民議論を経ることが必要ですと解説に書いてあるんですね。ここの解説があるので具体的に、例えば懇話会を設けるとか、見直しの手法論まで条文として書きちゃうと、反対に5年後、もしかしたら懇話会じゃなく違う方法の方がいい場合が、場合によってはあるかもしれないので、あっさりしての方が私はいいような気がします。ある程度フレキシブルに5年後もできるような。ただ、大前提として、十分な市民論議が必要だということころは、どこかにももしかしたら押さえる必要があるのかなって。

【佐藤克廣会長】

太齋委員いかがですか。

【太齋委員】

私も今の意見には賛成です。5年後どうなっているか、どういう時代になっているかというのはこの時点でわかりませんし、あまり条文化してしまったら、考えて固まってしまうような気がするんですよね。なのでその時その時の職員の考え方によって、懇話会にするのかワークショップにするのか、それはわかりませんが、基本的なことが決まっていれば、それに対する十分な話し合いを、その時の委員さんと話し合われていただいたらいいのかなと思いました。

【佐藤克廣会長】

「その時の委員さん」というのは、委員が全然作られない可能性もある。

【太齋委員】

あります。そうですね。じゃあそこをどうにか条文にするのかその辺があれですけど、でもあまり形を決めたらいかなものかなって気はするんですけど。

【佐藤勝彦委員】

よろしいでしょうか。この基本条例を見直す基本は、社会情勢がどう変わったかということで、その変わったことによって、この基本条例をどのように見直すかということだと思います。この字面だけを見て、どうでしょうかでは見直す根拠が曖昧ですよね。社会情勢をある程度詳細に分析した結果を委員の共通理解のもとで、「あ、これはここの条例変えないと5年後はおかしくなりますよね」ということになります。いわゆる原因と結果をきちんと踏まえた上で議論しないと、結局どの委員さんも一体私たちが何を議論してるんだろうか、5年後どうなるんだろうかと心配になります。

社会情勢の変化と市民の声を聴くことを5年間ある程度までまとめておいて、それでも変えなくてもいいとなれば変更なしとなります。その検討する根拠となるものがあれば、ある程度まで自由に議論しても方向は示されると思います。そうすればこの基本条例の条文そのままがいいという根拠が明確になります。そういう準備をお願いできればと思います。それともうひとつ、これは市民に対するキャンペ

ーンにもなります。社会情勢がこれだけ変わってきてるから、私たちが作った、基本条例はどうなんだろうという提案もできます。広報等で1年くらい前から検討をするキャンペーンをはる。そうすると市民がもう少し条例に対する意識ができてくるじゃないかなと思います。そういう手法を取り入れればこの基本条例も市民の身近な問題になると思いますが、どうでしょうね。

【佐藤克廣会長】

赤間委員はどうですか。

【赤間委員】

はい。私もこの条例の条文は変えることなく、このままでいいと思うんですよ。あと、解説の中でうまく載つけられれば、おそらくこの条例のこれが基本だと思うんですよ。この条例に基づいてまちづくりあるいは協働をやっているかということですから。これらを何らかの方法で、市民に、条例に基づいてやっていますよって周知できるような方法があれば、それでいいのかなって思います。

【佐藤克廣会長】

おおむね意見が出されたのではないかと思いますので、まとめてみたいと思います。ひとつは条文自体をこの30条に関してですね、条文自体を何かついたり変えたりする必要はないのではないかと。ただ、解説のほうがですね、見たところ十分な市民議論を経ることが必要ですと簡単に書かれていますから、今、三島委員や棟方委員から出たような、見直しに際してはというところに、例えば懇話会などを設置する等の手法も取り入れながら十分な市民議論を経ることが必要ですといったような文言を、解説のほうに加えるというやり方もあるのかなと思いますが、そのようなまとめでよろしいでしょうかね。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

条文は見直さない。解説のほうは単純な市民議論じゃなくて、今申し上げたような、いくつかの例を書くと。じゃあそのようにしていきたいと思います。解説のほうもちょっとこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかということも今日は議論が出たんですけども、一通り第1章から第8章まで検討していただいた結果、条文そのものを変える必要はないというご意見でまとめてよろしいかと思いますがそれでよろしゅうございますか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

一方、それに付随していくつかの意見が出ましたので、それは先ほど私がまとめてご賛同いただいた

ような形で、意見を付すということですね。そして解説の方も、ちょっと変える必要がある場合もあるということですね。それでちょっと気づきましたが、そこまで入れるかどうか難しいところなんですけど、検討いただきたいと思うんですけども、先ほど太齋委員から外国人うんぬんということで、あっさり住民だからいいんじゃないのと軽い発言してしまいましたが、でも解説のほうにちゃんと書いてますね。資料5の3ページ。この解説が間違ってるんですね。地方自治法でいう住民と同じく、市内に住民登録又は外国人登録がある人って書いてあるんですけど、今もう外国人登録ってないんです。全部住民基本台帳に登載することになってますので、だからこういうところはちょっと直していただくと。ただ、外国人登録というのを無くすと、住民の中に外国人はどうなんだという先ほど出たようなことが、おそらく市民の間で出てくる可能性がありますから、その辺りが今すぐぱっと思いつきませんが、住民とは地方自治法上でいう市内に住民登録のある人、及び市内に主たる事務所を置く法人をいいますと、これでいいんですけども、それに付随して、この中には市内に住民登録をしている外国人も含まますといったような、そういうようなものを入れていただくと太齋委員がおっしゃったような。

【三島委員】

それ必要ですか？外国人を別に持ってくるって。住民登録をするだけでみんな、石狩市民の全部手続きが行われて。

【佐藤克廣会長】

その通りです。ですから微妙だって申し上げたのはそこなんです。入れるのがいいのか、入れないのがいいのか。

【三島委員】

権利も生じるし、義務も生じるはずなんです。

【佐藤克廣会長】

もちろんそうです。

【三島委員】

だからその外国人って入れるだけで、差別か区別かよくわからないですけどなっちゃうような気がするんですけど。

【佐藤克廣会長】

じゃあやめましょう。ただ、外登法というのはなくなりましたから、全部住民登録になってますからここは変えないと。

【松尾委員】

それって一般的に皆さんよく知れ渡ってるんですかね。

【三島委員】

だってベトナムの人たち結構働きに来ててまとまって住民登録に来て、ちゃんと説明受けると思いますよ。だから決して不利益なことはなっていないと思いますし。中国人の方も図書館を利用できるし、ちゃんと情報としてもらってる。だからここで外国人って改めて出すということは必要ないと思います。だからそれが何も受けられないような形で行われてるんだったら別だと思うけど。今は全然違うと思います。

【松尾委員】

ここ解説ですよ。

【三島委員】

でもやっぱり入れちゃいけないと思う。

【佐藤克廣会長】

両方の考え方があるので。微妙だと言ったのが・・・。

【松尾委員】

一般的にそんなにそのことが知れ渡っていないんだったら、外国人の方も含まれてるんですよってことを書いておいたほうがわかりいいような。

【三島委員】

それ逆だと思います。

【佐藤克廣会長】

微妙ですね。

【松尾委員】

当事者の方はね、そういう説明を受けるのかもしれないけど。

【棟方委員】

今石狩は結構外国人の登録はあるんですよ、いろんな国の方。

【事務局（本間課長）】

多いですね。

【佐藤克廣会長】

どこの自治体も。

【事務局（本間課長）】

これから更に多くなる。

【三島委員】

逆に松尾さんがどこか外国に行って、外国人になったらどうですかね。

【松尾委員】

私は当事者っていうよりは、その他の、外国人じゃない石狩市民がわかってるかどうか。そのことを言っているつもり。

【太齋委員】

私もそう思いました。

【三島委員】

そっちのほうが恥ずかしくないですか。

【松尾委員】

いや、でも知らない方のほうが多いのであれば、ここは解説ですから。書いておいたほうがいいのかになって。

【佐藤克廣会長】

住民というのは住民なんですね。

【久保田委員】

外国人登録自体がもう無いんで、それであれば住民の中に日本国籍を有するものも外国人も入ってるわけなんですよね。それをわざわざただし書きで、日本国民並びに外国人の住民と書くかどうかということであって、書くと三島さんのおっしゃるように非常に私は違和感がありますね。それであればいろんなトランスジェンダーの問題とか、いろんなものがあるので。

【竹口副会長】

解釈上は確かにそうなんだけど、松尾さんが言うのは、日本国籍がある人を理解させるために親切にやったほうがいいんじゃないかと。どうしても一般の人は市民だと思わないことが多いからということですね。

【松尾委員】

そうです。

【佐藤克廣会長】

どれくらいそういう人がいるかどうかわかりませんが、それをここの解説に書くっていうのは、何かそうした、いわゆる国際化教育っていうんでしょうか。そういうところで頑張ってもらえないかな。

【竹口副会長】

一番無難なのは書くことがない方が一番いい。物議を醸すっていうかね。

【佐藤克廣会長】

では、なしということにしましょう。今、解説ちゃんと見てないんですけど、解説をきちっと今回は解説までは見て、解説のここを変えろ、あそこは変えたほうがいいんじゃないかっていうのは、気がついた部分についてはなされたと思うんですが、それ以外のところを完全に精査したわけではありませんので、それが例えば法制度上の変化だとかですね、そういうものがあります場合には、事務方のほうで振り直していただくというのは失礼ですけど、していただいて、解説もより精度の高いものにしていただくということをお願いしたいと思います。それでは再度まとめますと、第1章から第8章まで、前文も含めまして、条文そのものの変更はない。ただ解説については我々がこうしろああしろというものではなくて、一定の意見をつけさせていただくと。解説はそれなりに担当部局できちんとしたものを作ってくださいと。今回解説をこのように変えたほうがいいんじゃないですかというところは、我々が意見を出しますので、答申が出た後に変えていただくし、そうでない部分についても、精査をして、解説も変更が必要な場所については変更していただくということをお願いしたい、という意見をつけるということではいかがでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

ではそのようなことで、まとめてまいりたいと思います。条例の見直しについては、今のようなことでまいりたいと思うのですが、続いて議題（2）のワークショップ。ワークショップについて、前回は条例の見直しも含めた自治基本条例をめぐってのワークショップを開催するというので、開催の目的は

条例の見直しを基本としつつも、ワークショップを開催することによってこの条例の周知を図るといったことも併せ持った目的とする、ということろまでは決まったと考えますがよろしいですか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

ワークショップの開催日や、事前に行うの講演を誰にお願いするかということについてなんですけれども、ややまとまってきたようですので事務局から報告をお願いします。

【事務局（橋本主任）】

はい。まず講師につきましては、佐藤会長よりご紹介いただきまして、北海学園大学法学部教授であります秦博美様に依頼をしたところ、快くお引き受けいただいております。次にワークショップの開催日については、秦先生のご都合を聞きましたところ、現在のところ 12 月 9 日土曜日か 10 日日曜日のどちらかであれば、対応が可能と伺っているところです。以上です。

【佐藤克廣会長】

ただいま事務局より講師や開催予定日の報告がございました。秦さんはですね、私と同僚であります。年齢でいいますと、実は私と同学年ということになります、全然学校で一緒したことはないんですけども。現在うちの大学で何を教えてるかといいますと、自治体法なんですね。今回のテーマのまさにど真ん中と言ったらいいんでしょうか。地方自治法などを含む自治体についての法。ただこれは法律というものに限定されるわけではなくて、条例も含めてですね。いわゆる自治体法務という言い方がかつてありましたけども、今もありますけども、そういったことについて大変詳しい方ですので、適切ではないかと思えます。日時につきましては 12 月 9 日土曜日か 10 日日曜日空いてますということだったようです。市民の方が参加しやすいのはやはり日曜日のほうがいいのではないかと思えますので、12 月 10 日ということではいかがでしょうか。12 月 10 日にワークショップを開催すると。よろしいですか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

それではワークショップについては 12 月 10 日日曜日ということで決定させていただきます。あと、タイトル・内容ですが、タイトルについてはやっぱり秦先生にお伺いしてですね、自治基本条例をめぐるお話ししていただくことは間違いありませんけれども、具体的なタイトルについては、秦さんと調整して決めていただくことでよろしいですか。

【事務局（本間課長）】

講演、講義のほうのタイトルですね。

【佐藤克廣会長】

講義の。あとそのワークショップのほうの時間設定。秦さんにはだいたい1時間程度のお話をお願いしようと思います。その後ワークショップをとということでございますけれども、前回いろいろ議論がありましたけれども、例えば定員を何名にするか、ですね。20名というのが最初の第1回のところで事務局から出ておまして、20名というのを、事務局では全部公募にしたいという意向ですけれども、20名にして5名ずつ4グループですね。規模としては前回第2回でも20名ということをはほぼ前提にして議論が進んでいたのではないかと思いますので、20名ということによろしいですか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

中身について若干前回議論がございまして、全部公募というのが第1回の懇話会で、事務局が出してきたんですけども、半々がいいのではないかとというのが竹口副会長から出されまして、半々というのは公募で10名と、残りの10名は松尾委員がおっしゃったように市内で実際に活動を行ってる人たち、あるいは団体からご推薦いただくということでいいのではないかと意見が出ていました。

【三島委員】

すみません、ワークショップに参加する人は全員市民ですか？市職員とかは。

【佐藤克廣会長】

職員は入れない。

【三島委員】

入れないんですか。職員のこと書いてありますよね。

【佐藤克廣会長】

書いてあるんですが。

【三島委員】

入れないものなんですか。よくわからないですけど。

【佐藤克廣会長】

いろいろなケースがあります。

【三島委員】

議員も入れないものなんですか？

【佐藤克廣会長】

議員は普通入らないですね、こういう場面ではですね。職員を入れるかどうか、例えば私の知る限りでよくあるのは、このまちづくりをどうするか、どういう計画を描くかという時には職員を入れたりするケースもありますけれども。どうなんですかね、職員が石狩市民という名前で公募をしてきた時にどうするかという。あり得ることですよね。それは、そこまで排除するものではないけれども、積極的に職員に入ってもらうことはないほうが良いのではないかと思いますがいかがでしょう。今定員のところ限定して、定員と対象ですね、どういう人にワークショップに来ていただくかということですけども、前回第2回でお話ししましたように、広報に載せる都合上公募何名にするかですね。

【松尾委員】

公募 10 名って結構高いハードルのような気がしますけどね。

【三島委員】

高いつてどういう意味？

【竹口副会長】

なかなか応募は少ないという意味でしょ。

【佐藤克廣会長】

少ないかどうか。

【佐藤勝彦委員】

テーマにもよるけどね。

【松尾委員】

でも自治基本条例です。10 名無理だと思います。

【佐藤克廣会長】

まあやってみなきゃ。

【松尾委員】

15 の 5 くらいでいいような気がしますけど。

【佐藤克廣会長】

それだとちょっとね。

【松尾委員】

ちょっと少ないですか。

【赤間委員】

まずやってみたら、一般公募 10 名で。

【竹口副会長】

10 名にしておいて、もしあれだったら声かけしますよ。都合ついたらどうですかって。

【佐藤克廣会長】

知らないっていう、広報に気づかないというケースもあり得ますからね、知ってたら行きたかったの
にっていう人もいるかもしれませんから。そういう場合は今、竹口副会長がお話しした方法もありなの
かなど。あるいは皆さん方がそれぞれこういうのやるからと周辺の人たちに声かけをして、多くなった
時にどうするかと。どうしましょうね。

【松尾委員】

多くなったとき？

【佐藤克廣会長】

はい。

【松尾委員】

まあ一応想定しておいたほうがいいですよ。

【三島委員】

普通、先着順ですか。違うんですか。

【佐藤克廣会長】

先着順はあまりないと思いますね。いろんなやり方ありますけど、多い場合には抽選ですかね。あと、こういうやり方もあると思います。10名募集しましたら13名来ました。そういう場合には、10名は活動してる団体からですよというところをちょっと減らすということも考えられる。これがドンと来るなら話は別ですけど、おそらく2, 3名多いとか4, 5名多いというのは、それはそれでいいことですので、その辺はもう事務局にお任せするというところでよろしゅうございますか。人数をとにかく。それから募集するのは10名ですよというところを出すということで。

【松尾委員】

ちなみになんですけど、1名2名ぐらいだったら、ちょっと多くてもいいってことにはならないんですか。

【佐藤克廣会長】

20名という定員をですか？

【松尾委員】

今の例であれば2, 3名であれば、という気もしなくもないんですけど。

【佐藤克廣会長】

グループ分けをして討議をしていただいたほうが効率がいいと思うんですね。それにバラつきが出るのはどうかですね。これも実際の応募状況を見て、20名といたら21名だったというようなことは事務局にお任せするというところで。よろしいですか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

ではそのようにしたいと思います。あと、時間。決めやすいほうから言いますが、時間ですね。先ほどは12月10日ということだったんですけど、時間帯は午前からやるか午後から始めるかですね。講演自体は午後1時から2時間程行って、いろいろ会場設定その他あるでしょうから、2時半くらいから、さて何時間やりましょうか。ここは考えようですね。

【赤間委員】

いずれにしても午後からということですよ。となれば講演やって2時間程度。長いですね。

【佐藤克廣会長】

いえ、講演は1時間程度。

【赤間委員】

講演でなくてワークショップね。1時間半くらいがいいのかね。あまり長くやったって。あれは確か合併するときに三市村のまちづくりの検討会をやった記憶あるんですけど、あれで1時間程度かな。

【松尾委員】

ちょっと話し足りないなぐらいの。まとめないといけないから。

【佐藤克廣会長】

おそらく討議をして、そのテーブルでまとめてもらって発表して、場合によってはそれに意見もその中で出してもらおうという形になりますと、14時半から16時半くらいですね、2時間。午後4時半まで、それぐらいにして。

【三島委員】

4時にしてほしい。みんな主婦のことを考えてない。

【佐藤克廣会長】

16時半というふうにしておいて、ちょっと工夫していただいて。例えば議論自体は1時間程度、3時半くらいまでにはだいたい確定するのは終わって、その30分で意外と終わらないですよ、各テーブルごとでこんな議論が出ましたって。発表は4つテーブルあるから、それぞれ10分ずつしたら40分ですよ。ですのでおそらく2時半から始めたら4時半まで伸びるだろうと思います。そんな設定でよろしいですか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

早く終わる分には構わないと。あとは今、4グループで5人というように申しあげましたけども、この第1回事務局案に沿ってるんですが、そういうことでよろしいですか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

あと、その他進行についてはですね、進行役については、以前第1回目の時ですか。職員にやらせた

方がいいのではないかとのご意見もございましたが、一方で、職員が入ってやると、結局職員が誘導したのではないかと疑いもかけられる。いえ、誘導するかしらないかということ言ってるんじゃないで、そういうふうに見られてしまう可能性があるんで、職員は入れないほうがいいということです。ある程度、専門的な進め方のノウハウを持った人たちにお願いするの1番いいのではないかと思いますので、そのようにしてよろしいですか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

ではあと、おおむね必要事項は、広報に載せる必要事項ですが…。

【事務局（橋本主任）】

ワークショップ自体のタイトルを載っけて公募するんですけど。

【佐藤克廣会長】

ワークショップ自体のタイトルだそうですが、どうしたらいいんでしょうね。最初のほうは確か市民がつくる自治基本条例といったようななんか。最初、この条例をつくる時の懇談会で。

【事務局（橋本主任）】

みんなで作る、ですか。

【佐藤克廣会長】

ああ、そうかもしれない。

【松尾委員】

「みんなで作る自治基本条例」。この名前がいいのであれば。

【三島委員】

そのまま使えばいいんじゃないですか。「みんなで作る自治基本条例の見直し」。

【佐藤克廣会長】

つくるわけじゃないんで。

【松尾委員】

みんなで見直す。

【佐藤克廣会長】

みんなで考える、くらいがいいんじゃないですか。

【松尾委員】

そうですね。

【佐藤克廣会長】

「みんなで考える自治基本条例」。いかがですか。よろしいですか。

【事務局（橋本主任）】

「みんなで考える自治基本条例のワークショップ」。

【佐藤克廣会長】

いや、ワークショップの表題が「みんなで考える自治基本条例」。講演とワークショップを行います、ということでしょ。ワークショップの方は「みんなで考える自治基本条例」という表題で行いますので奮ってご応募ください、と。あとはいいですか。それではワークショップもそのような形で、大変失礼ですが私は出れないので、申し訳ないのですが。あと委員の皆様方は…。

【事務局（本間課長）】

ワークショップの、グループで分かれての見直しの、検証の仕方とかは。

【佐藤克廣会長】

それはこちらに任せてもらっていいですか。グループごとのテーマ設定とか任せてもらえますか。つまり全部のグループに全部の条文でいくのか、それとも例えばこの条文とか。その辺がちょっと、時間の兼ね合いもありますからね。全部の方がいいですか？全部がグループに全部の。

【竹口副会長】

ああ、なるほど。パートごとにね。よほど事前に勉強していてまとめてこないと。

【佐藤克廣会長】

ちょっとそれはこちらに任せてもらいましょう。任せていただいてよろしいですか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。他はない？

【事務局（橋本主任）】

あと懇話会委員さんの。

【佐藤克廣会長】

さっき言おうとしたやつですね。懇話会委員の皆さん方はもちろん当日ご参加いただいて構わないと思うんですけども、ワークショップの中には入らないということによろしいですかね。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

ワークショップのメンバーとしては入らない。いわば我々以外の人からの意見を伺いたいという趣旨ですので、こっちが入っちゃったら、なんも同じじゃんということになってしまいますので。

【松尾委員】

要するに、こういう感じですよ。

【佐藤克廣会長】

そうです、見学をしていろいろ声を聴いていただいて。実際はワークショップの提言とかそういうのはまとめて後で出てくると思うんですけども、それだけじゃなくて、実際にそこで議論している場をご覧いただければ、なるほどというのも、もしかしたらあるかもしれません。強制ではないんですけども、お時間のある方はご覧いただくと。

【竹口副会長】

それから、ワークショップについてですけど、要するにまとめて発表まで2時間ですよ。そうするとグループごとに職員の方が書記係についたらどうかなと思うんですよ。

【佐藤克廣会長】

それは大丈夫です。

【竹口副会長】

そういう風にきちっとまとめる人、書いたりするとわりと時間がかかるんです。まとめて発表するのに。

【佐藤克廣会長】

ファシリテーターはそれぞれのグループに1人ずつついてもらう。

【竹口副会長】

全部についてもらった方がいい。5人の一般公募の人たちだけでまとめてだと、できないと思います。

【佐藤克廣会長】

その人たちだけでやるわけじゃない。運営は、そういうファシリテーターはつく形になります。そこは大丈夫です。

【竹口副会長】

今、企画課の人たちだけでやるっていうから、それじゃちょっとあれだなって。

【三島委員】

いや、違いますよね。コンサルつくんですよね。

【竹口副会長】

コンサルがつくならいいんだけど。この前コンサルはいらんんじゃないかって言ってたから、つかないのかと思ったから。

【三島委員】

4グループだったら、4人つくんですよね。コンサル。

【事務局（橋本主任）】

はい。

【竹口副会長】

まとめるのもベテランですから、専門ですから。そういう人が必ずいればね。

【佐藤克廣会長】

そういうことでございます。ではワークショップについてはそのように進めさせていただきたいと思いますが、まだ何か抜けてる？

【事務局（橋本主任）】

いいですか。すみません。広報いしかり、明日の朝一までに出す都合がありまして、記事のタイトルは「みんなで考える自治基本条例」ということでよくって、内容なんですけれども、こちらのほうで考えたのが、石狩市自治基本条例の施行から 10 年目を迎えるにあたり、本条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかを考えるワークショップを開催いたします、という内容で載せることになるんですけど、いかがでしょうか。ちょっとカチっとはなってるんですけど。

【竹口副会長】

カチったって、スペースからいってそれくらいしか書けないんでしょう。

【事務局（橋本主任）】

それくらいしか、そうなんです。

【久保田委員】

何文字くらいあとプラスできるんですか。

【事務局（橋本主任）】

あとはちょっと出してみて。

【事務局（本間課長）】

その字数を確保できるかどうか。

【事務局（橋本主任）】

あやしい。

【久保田委員】

なるほど。自治基本条例を市民の人が周知していれば、それを見直すということで頭に入ってくるけれども、自治基本条例すらわからない方であれば何だかわからないんで、何か枕詞、例えばまちづくりの憲法ともいえる自治基本条例を見直すとか。

【三島委員】

一緒に考えてみませんか？という形で、一応引っ張っというて、実は見直しがあるんだよって。ダメ？

【佐藤克廣会長】

一緒に考えましょうって。

【松尾委員】

まちの憲法、自治基本条例を考えてみませんか、みたいな。その程度のほうが。

【事務局（橋本主任）】

ありがとうございます。そのように。

【佐藤克廣会長】

あとはいいですか。決め忘れたことはないですか。細々したことは事務局にお任せいただきたいと思います。私か。私にお任せいただきたいと思います。その他でございますが、何か皆さんからございませんか。

【松尾委員】

次回の日程は。

【佐藤克廣会長】

私のほうから次回の懇話会の日程はいつごろが良いか皆様と決めたいと思います。今後の開催イメージですけども、本日条例の見直しについては一通り終了しておりますので、次回4回目の懇話会は、12月10日のワークショップ以降の開催でよいのではと考えております。とは言いましても、年明けのパブリックコメントをしなければいけないことを考えますと、4回目の懇話会ではワークショップの意見なども踏まえて一定程度の見直しを終了し、5回目の懇話会では提言書の素案を確定させて、その後1か月間のパブリックコメント、これが必要ですのでこれを実施し、6回目の懇話会で提言書を確定させるイメージで進めたいと考えております。従いまして次回4回目の懇話会は12月中旬。後で詳しい日程を出しますけれども、12月中旬に開催し、年明け1月中旬くらいに5回目の懇話会、その後2月1か月間をパブリックコメントの実施期間にあてて、それが終了した3月上旬に6回目の懇話会を開催して、提言書の最終案を確定させるというようなスケジュールにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

さて、12月なんですけど、まだずいぶん先の話のような気がしますけども、皆さん忘年会等で忙しくなると思いますので、できれば早めに日程だけ決めておきたいと思います。次回4回目の開催日ですが、私の都合だけ先に申し上げさせていただければ、12月18日月曜日か、その週の20日水曜日、21日木曜日、22日金曜日。このあたりが私は都合いいのですがいかがでしょうか。もちろん夜の開催予定なんですけども。

【松尾委員】

19日はだめということなんですね。

【佐藤克廣会長】

はい、そうです。授業が5時半まであるものですから、夜自体は空いてはいるんですけども、ここに間に合わない。他の委員の皆さんいかがでしょうか。12月18日月曜日の18時からでよろしいですか？

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

では12月18日月曜日の18時から。

【赤間委員】

事務局、大丈夫ですか？

【事務局（本間課長）】

そうですね、ワークショップから1週間しかない。ワークショップのまとめも。

【佐藤克廣会長】

ワークショップのまとめはですね、この段階で精度の高いものはできてないと思います。精度が高いといえますか、きちんとしたまとめが出てくるのは年明けだと思います。ただ、委員の皆様ご都合つく方は参加されたり、あるいはその概要、こういう発表がありましたという程度のもはその段階では出されるとか思います。では、18日の6時ということで開催することといたします。事務局のほうから何かございますか。

【事務局（橋本主任）】

2つございまして、まず1つ目。本日ワークショップの内容を詰めていただきましたので、予定通り広報11月号で公募のご案内する方向で作業を進めたいと考えております。2つ目としまして、先週の金曜日ですね、第2回懇話会の議事録のほうを郵送ですとか、メールでお渡ししてるんですけども、届いてない方いらっしゃいますか。修正等につきましては大変恐れ入りますが、今週の20日金曜日までにご連絡いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。他になければ、以上を持ちまして第3回の石狩市自治基本条例懇話会を終了

したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

2017 年 11 月 15 日 議事録確定

石狩市自治基本条例懇話会
会長 佐藤克廣